

レノボ・ジャパンの組合員への解雇通告問題について、10月29日と11月5日の2回、団体交渉を行いました。

典型的な不誠実団交

10月29日の団体交渉は3時間半におおよぶ長丁場となりました。11月5日のそれも2時間近くにわたるものでした。しかし、2回の団体交渉において、組合が要求した内藤副社長および2ndラインの出席を拒み、人事部長とその部下の二人だけの出席で団体交渉に臨んだばかりか、組合側の質問に対し、会社は持ち込んだメモの内容を読み上げるばかりで、そのメモにない質問についてはろくに回答しない、という典型的な不誠実団交に終始しました。

「無視ではありません。この場で回答しています」としてはつづられた態度を取り、さらに「それは会社の中で通用するんですか?」と追及すると「だんまりを決め込んでください。また、9月6日の申し入れ時に合わせて団体交渉を申し入れています。が、それに対して一切反応せず、10月29日の団体交渉は、組合の再三にわたる要求によってようやく実現しました。」

労働組合法に違反

特に、組合役員に対する労働条件の変更については、労使で事前協議する、とした協定を、新設時にレノボ・ジャパンと確認しているにもかかわらず、これを無視したことは労働組合法に違反する不当労働行為であり、

そのような状況で行われた解雇通告は当然無効である、早急に撤回せよ、と厳しく追及しました。しかしこれに對しても「解雇する」とした判断は妥当であると会社は考えている」というメモを読み上げるのみでした。

また、解雇通告された組合員が翻訳した文章が「日本語として意味をなしていない」ということを解雇理由にしながら、

メモ以外は回答せず不誠実団交 解雇通告は無効、早急に撤回せよ

追及結果に對して組合および上部団体からの出席者への回答をしない、あるいは質問と関係ないメモの内容を読み上げて済ませよとする、といったように、団体交渉に臨んでいる「会社代表」がそのコミュニケーション能力のなさを露呈する場面も見られました。

地位保全の仮処分申し立て

その上で、当該組合員にとつて専門外の仕事であるにもかかわらず、本人の進捗に關係なく次々に翻訳課題を投げつけ、無理な納期を言ってきたこと、1カ月前に取得申請した年次有給休暇の期間中も課題を処理しない間に合わないスケジュールングをしたことなど、マネジメント側の問題点も明らかになりました。しかし、長時間にわたる団体交渉を行ったにもかかわらず、解雇通告の件に關しては会社側からはまったく歩み寄りが見られなかったため、組合は、11月5日の団体交渉の最後に、レノボ・ジャパンに對し法的な手続きにはいることを宣言し、11月9日、東京地裁に地位保全の仮処分を申し立てました。

「速報」 11月10日、レノボ・ジャパンは解雇通知を撤回しました。

また、組合員が十分に分配するために全員の賃上げが必要である」と訴えましたが、しかし会社はいつもの通り「同業他社に比べて競争力のある賃金になつていと思う」といつもの建前を繰り返すばかりでした。

また、組合員2人に対する減給通知についても当該組合員の出席のもと追及しました。当該組合員により、ラインが要求した「ポイント」のノル

従業員を待遇軽視する会社を追及 行きすぎたノルマの実態も明らかに

組合は、11月1日に日本IBMとの団体交渉にも臨みました。この中で組合は、賃上げに關する会社の姿勢について問いたされました。

組合は、このようなラインの恫喝を許さず、2人の5%の減給通知に關しては一切同意しません。会社の今後の対応如何によつては、次なる抗議手段に訴えることも考えます。

その他、会社がBand 8のスタッフ専門職の組合員資格について一向に考えを改めないことについて追及しました。会社は東京高裁での確定判決に従い、Band 8の組合員資格を認めるべきです。



以前に当紙でお伝えした、就業規則の減給規定が就業規則の不利益変更であり、労働契約法10条に違反している懸念についてコンフィデンシャルスピーキングに投稿したところ、コーディネーターはまたも受理を拒否してきました。

日本IBMのコンフィデンシャルスピーキングコーディネーターは、労務所長とH氏であることがこの過程であきらかにになりました。人事労務部門の社員がコーディネーターを務めている状態で、就業規則変更の違法性について公正な判断が行えるはずのないことは明らかです。

つまり、IBMという企業体の自浄作用の根幹をなすプロセスにおいて、少なくとも日本IBMのコンフィ

日本IBMコンフィデンシャルスピーキングの受理拒否 自浄システムは完全に機能停止

「うちの組合は普通のユニオンじゃないね。」「退任したある役員の言葉を会社の横暴から守る葉です。彼は「日本IBMの組合は、日本の会社で一般的な労使協調型の組合ではない」。つまり闘う組合、会社に物申す組合である」と言ったのです。

役員に就く前の理事の時代に事業所長として事業所団体交渉の会社側責任者として組合と対峙してきた彼にとって、日本IBMの組合は会社の言うなりにならない手強い相手だったのだでしょう。皆さんは一般的な日本の組合がどんなものだからご存知ですか? 「労使協調型組合」とはつまり、会社に都合よくYesと言つ「御用組合」です。いすゞで派遣切りがコースになった時、いすゞには労働組合があつたのに非情な派遣切りに対して一切反対しませんでした。

日本アイビイエム支部、この、いすゞの派遣社員を支援する組織に属しています。JMIUは「全日本金屬情報機器労働組合」。

私たちの組合は、日本IBMの御用組合ではありません。社員の権利を守る、真の従業員の味方なのです。

このは私たちIBMの従業員にとつて非常に重大な意味をもっています。組合ではこの問題をUS IBM Mコーポレーションのコンフィデンシャルスピーキングにエスカレーションし、「貴殿の懸念投稿に關して調査する」との回答を得ています。IBMコーポレーションレベルでの自浄作用が機能していることに期待をかけ、行方を見守っていきます。

「速報」 11月10日、レノボ・ジャパンは解雇通知を撤回しました。

また、組合員2人に対する減給通知についても当該組合員の出席のもと追及しました。当該組合員により、ラインが要求した「ポイント」のノル

組合なんでも相談窓口担当者			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
豊洲本社	ITD デリバリーマネジメントサポート	兼松 牧夫	1801-7461
本社	IGAS.センターサービス	明石 亘	1712-3435
本社	SO事業推進・SOオペレーションズ	杉野 憲作	1812-2938
本社	価格計画.価格管理	石原 隆行	1712-9867
本社	本社総務	山本 初枝	1712-3097
幕張	経理 プロセス管理	橋本 雄二	1819-3039
幕張	SWLAB.第一-Lotus・T・Supp	田中 純	1243-2439
名古屋	PMC.第二PMコンピテンス	板倉 浩	1416-3264
横浜北	製造SO.フルフィルメント・センター-経理	野上 久紀	1892-2057
大和	東日本総務.大和総務	塚本 辰博	1808-4320
大阪	IMS第2SS関西サービス部	吉田 讓二	1505-3200
大阪	GFS.西日本LCM&SPデリバリー	山本 茂秋	1505-5420
京都御池	システム開発・生産技術開発	古川 肇	1616-8523
●組合事務所電話	03-3583-9037 火、水、金10時~16時		
FAX	03-5562-0853		
e-mail	jmju-ibm@i.bekkoame.ne.jp, HP http://www.jmju-ibm.org/		
注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介 03-3355-0611代 http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/ 東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F 労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。(お手数ですが電話により予約をお願いします)		